



◎ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。  
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水进行处理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これ进行处理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

◎ 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（指定物質）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 アクリルアミド
- 十 アクリル酸
- 十一 次亜塩素酸ナトリウム
- 十二 二硫化炭素
- 十三 酢酸エチル
- 十四 メチル―ターシヤリ―ブチルエーテル（別名M T B E）
- 十五 硫酸
- 十六 ホスゲン
- 十七 一・二―ジクロロプロパン
- 十八 クロルスルホン酸
- 十九 塩化チオニル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 硫酸ジメチル
- 二十二 クロルピクリン
- 二十三 りん酸ジメチル $\parallel$ 二・二―ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
- 二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- 二十五 トルエン
- 二十六 エピクロロヒドリン
- 二十七 スチレン

- 二十八 キシレン
- 二十九 パラージクロロベンゼン
- 三十 N—メチルカルバミン酸ニ—セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はB P M C）
- 三十一 三・五—ジクロロ—N—（一・一—ジメチル—ニ—プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
- 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はT P N）
- 三十三 チオりん酸O・O—ジメチル—O—（三—メチル—四—ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はM E P）
- 三十四 チオりん酸S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル（別名イソプロベンホス又はI B P）
- 三十五 一・三—ジチオラン—ニ—イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- 三十六 チオりん酸O・O—ジエチル—O—（ニ—イソプロピル—六—メチル—四—ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
- 三十七 チオりん酸O・O—ジエチル—O—（五—フェニル—三—イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
- 三十八 四—ニトロフェニル—二・四・六—トリクロロフェニルエーテル（別名クロロニトロフェン又はC N P）
- 三十九 チオりん酸O・O—ジエチル—O—（三・五・六—トリクロロ—ニ—ピリジル）（別名クロルピリホス）
- 四十 フタル酸ビス（ニ—エチルヘキシル）
- 四十一 エチル—（Z）—|三—|「N—ベンジル—N—|」「メチル（一—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ」チオ「アミノ」プロピオナート（別名アラニカルブ）
- 四十二 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン（別名クロルデン）
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニツケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類